

新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、商店街の活性化及びまちなかの安心・安全の向上を図るため、商店街の街路灯等のうちLED灯の電気料を対象に交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街

商業又はサービス業を営む店舗が集まり、又は連なっている地域をいう。

(2) 街路灯等

商店街において歩行者が利用する街路に設置された照明施設（アーケードに付帯する施設を含む。）をいう。

(3) 商店街等団体

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商店街振興組合又はその活動が商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合。

イ 商店街を形成する任意の商店街組織で、規約等で代表者を定めておりその構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの。

ウ 商工会法に基づいて組織され、商店街活性化のための事業等を行うもの。

(補助対象者)

第3条 この補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 商店街等団体
- (2) 専ら街路灯等の設置及び管理のために設置された団体であって、その構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの。
- (3) 自治会の商業部会等で、その構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請をする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 市税の未納がある者
- (2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。

（補助対象経費）

第4条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が所有する街路灯等のうちLED灯に生じる電気料（消費税及び地方消費税を除く）とする。

2 前項の電気料は、電力会社との契約名義が補助対象者であり、補助対象者が補助金の交付を受けようとする年度の4月から翌年3月の1年間に生じるもので、次の各号のいずれかにより算出するものとする。

- (1) LED灯だけを管理している場合は、その電気料。
- (2) LED灯とその他機器を分けずに管理している場合で、電力会社等が発行する資料によりLED灯の電気料を算出することができる場合は、その電気料。
- (3) LED灯とその他機器を分けずに管理している場合で、電力会社等が発行する資料によりLED灯の電気料を算出することができない場合は、設置されているLED灯の消費電力と灯数に基づき、別表により算出した電気料。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助対象者に係る補助対象経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、50万円を限度とする。

3 第2項により算定した額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

4 補助対象経費について、国、県等の公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合又はこの要綱に基づく補助金以外の新潟市の補助金等の交付を受ける場合には、本補助金を交付しない。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を申請するときは、交付申請書(別記様式第1号)及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、交付決定通知書(別記様式第2号)により申請書等を提出した補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(変更の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた内容又は金額の変更をする場合には、変更承認申請書(別記様式第3号)及び添付書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額から10パーセントを超えない減額をする軽微な変更は除くものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、変更承認通知書(別記様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた内容を中止、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、中止（廃止）承認通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後、又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに実績報告書（別記様式第7号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 市長は、前条に規定する報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、これを確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合。
- (2) 交付決定された内容以外の用途に使用した場合。
- (3) 交付決定された内容を遂行しなかった場合。
- (4) 交付決定に付された条件に違反した場合。
- (5) 補助期間内に事業の中止又は廃止をした場合。
- (6) 補助事業者が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合。
- (7) その他関係法令、規則及び当該要綱の規定に違反した場合。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は第1項の規定による取消しをした場合は、交付決定取消通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、返還命令書（別記様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行い、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならない

（調査の協力）

第15条 補助事業者は、市長が事業に関する調査を実施する場合は、事業の実施期間中及びその終了後も協力しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（適用期限）

2 この要綱の適用は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(関係要綱の廃止)

- 3 新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱(平成25年4月1日制定)、新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業費補助金取扱要領(平成26年4月1日制定)は廃止する。

別表（第4条関係）

区分	算出方法
年間LED灯消費電力量	LED灯の消費電力×1日あたりの使用時間×使用日数
補助対象電気料	年間電気料×年間LED灯消費電力量／年間全体消費電力量

備考

- 1 1日あたりの使用時間は、春分の日など平均的な日照環境を想定した平均的な使用時間とする。
- 2 夜間において街路灯を点灯し続ける場合、春分の日、秋分の日の日の入りから日の出の時間を参考とした12時間を1日あたりの使用時間とする。

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

（役職）

連絡先

年度 新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金交付申請書

新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
2 補助対象経費 (A)	税抜き 円
3 交付申請額 (A×1/3)	円
4 情報の公表方法 及び時期	

5 添付書類

- (1) 街路灯等のうちLED灯の電気料が把握できる書類
- (2) 契約名義人及びLED灯の設置位置が確認できる書類
- (3) 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- (4) 納税証明書（新潟市制度用）
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金について、下記
のとおり交付を決定したので、新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補
助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象額 円

2 交付決定額 円

（補助率：1 / 3）

3 事業の詳細 交付申請書記載のとおり

4 補助金の交付条件

- （1）内容及び金額の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- （2）中止、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- （3）補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行い、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- （4）事業の実施期間中及びその終了後も、市が事業に関する調査を実施する場合は、それに協力すること。

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

（役職）

連絡先

年度 新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金
変更承認申請書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定のあ
った事業について、下記のとおり変更したいので、新潟市商店街LED灯街路
灯等維持管理事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

--

2 変更の内容

変更前	変更後

3 添付書類

- (1) 変更内容の分かる事業計画書及び書類
- (2) 変更前後の比較ができる収支予算書

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金
変更承認通知書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定をした
新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金に係る変更承認について、
下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更後交付決定額 円
- 3 変更内容及び理由 変更承認申請書のとおり
- 4 変更承認の理由

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

（役職）

連絡先

年度 新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定の
あった事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、新潟市商店街LED
D灯街路灯等維持管理事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由及び内容

2 中止期間（一定期間の中止の場合のみ記載）又は廃止日

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金
中止（廃止）承認通知書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定をした
新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金に係る中止（廃止）承認申
請について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 中止（廃止）理由及び内容 中止（廃止）承認申請書のとおり
- 2 中止（廃止）承認の理由

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

（役職）

連絡先

年度 新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金実績報告書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の交付決定額及び補助金の額

交付決定額		円
補助対象経費	税抜き	円
補助金の額		円

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 情報の公表方法及び時期

4 添付書類

（1）LED灯の電気料を支払ったことを証明する書類（領収書等）の原本又は写し

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました事業について、下記のとおり確定したので、新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付済額
- 3 確定額

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定をした
事業について、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定取消額
- 3 取消理由

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業補助金返還命令書

年 月 日付新 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還額
- 2 返還期限
- 3 返還理由